

# 新岡垣風土記

第399回

## 古文書で探る庶民の暮らし

### — 浜山の植林① —

岡垣歴史文化研究会 羽山 健一

福岡藩が浜山証文(定書)を交付した翌年の元文4(1739)年4月、浜山植立奉行の藤池兵蔵が糠塚村、米田喜太夫が芦屋村に駐在していた。浜山の实地調査や植林



▲浜山証文(糠塚区所蔵)「岡垣の文化財1」から援用

の準備をしていたのであろう。

寛延4(1751)年6月、芦屋浜山植立奉行に権藤伊右衛門が就任した。そのときの書付(命令書)が「山方記録」にあるので、現代文で紹介する。

一、芦屋・糠塚・黒山・松原4カ村の砂山71万七千坪(27ヘクタール)を、遠賀郡中の村々へ区割りで受持させ、7カ年で植林すること。  
一、1坪(3・3平方メートル)に2尺(61センチメートル)以上の松苗1本充て、根鉢(土と根の固まり)で掘り、芝は1本に付き3尺(91センチメートル)四方に張る。不出来の場合は直ちに再植させること。  
一、常々絶えず見回り、芝や松苗が風で倒れ埋まった所は、そこを村域とする村に補修させ、苗枯れの分は植樹した村に翌年再植させ

ること。

一、小ぶりの苗は砂山に定着せず、大ぶりの苗は運送が大変である。よって、4カ村内に育苗所を設け維持管理をさせ、年々松苗が出来るよう監督すること。

一、砂山の植林が完成すれば、4カ村は後年恩恵を受けるので、丁寧な作業を心掛けるであろう。区割受持ちの村々も丁寧迅速な植樹で早期の完了は、良いことである。心掛けが悪く風俗宜しからずの村が有れば、書面で申し出ること。  
「山方記録」には、次のことも記されている。

一、遠賀郡芦屋より手野・内浦辺までの浜山田地囲いのため、遠賀郡中より植立。寛延4(1751)末年より7カ年に植立候様に仰せ付けられ、才判・権藤伊右衛門請け持ちにて、翌宝暦2(1752)申の年より同8年まで一順植立候へ共、風雨強く松苗有り付かず所処々これ有り候条、伊右衛門才判を以て植苗候様仰せ付けられ、至て有り付き申さず処は宝暦10(1760)年より1ヶ年に芝伏せ候、郡夫2千3百人宛て相渡され同人才判にて植立申し候事。

当時の農民は、田畑の年貢のほかに労役義務の面役があった。面

役の勤労働員で公共事業などを実施するのが夫役である。面役は、宗旨改帳に記載の男性に課した労役である。数え年で15歳の4月に足入れ(見習い)し、15歳の10月に半役掛(本役5割)、16歳より7歩掛(同7割)、17歳から60歳の春までが本役で年間25日前後の労働である。

夫役には郡夫と村夫があった。郡夫は、郡内の公共事業などで街道の維持、河川・道路の改修などに従事した。村夫は、村内の土木事業などである。

浜山の植林は、福岡藩の公共事業で、遠賀郡の郡夫で植林したのである。浜沿いの4カ村は、郡夫や面役で処理できぬ種々の労務を負担したのであろう。

浜山の植林は、27ヘクタールの砂山を7年間で植林した。1年に33・9ヘクタールの植林で、東京ドーム7個分の広さである。それに必要な苗木は10万2千本、芝は8・5ヘクタールの広さになる。これを7年も続けたのである。まさに国家プロジェクトで、驚嘆するばかりである。この浜山植林で、名実ともに白砂青松の三里松原が完成したのである。

つづく